

当センター機器貸付料・依頼試験手数料 中小企業根拠

☆ 中小企業(経営強化法における中小企業者)

○ 中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八号)

【第二条第一項】

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、**製造業、建設業、運輸業その他の業種**(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、**卸売業**(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、**サービス業**(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、**小売業**(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その**政令で定める業種**に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 **企業組合**
- 七 **協業組合**
- 八 **事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの**

○ 中小企業等経営強化法施行令 (平成十一年政令第二百一号)

【第一条】

中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号。以下「法」という。)第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

| | 業種 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|---|--|--------------|-------------|
| 一 | ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) | 三億円 | 九百人 |
| 二 | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 三億円 | 三百人 |
| 三 | 旅館業 | 五千万円 | 二百人 |

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 **事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会**
- 二 **水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会**
- 三 **商工組合及び商工組合連合会**
- 四 **商店街振興組合及び商店街振興組合連合会**
- 五 **生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以**

下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

☆（参考）中小企業でないもの（経営強化法における中小企業者等）

○ 中小企業等経営強化法

（平成十一年法律第十八号）

【第二条第二項】

- 2 この法律において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 中小企業者
 - 二 組合等（前号に掲げる者を除く。）
 - 三 資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額以下の会社その他政令で定める法人（第一号に掲げる者を除く。）
 - 四 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人（前三号に掲げる者を除く。）

○ 中小企業等経営強化法施行令

（平成十一年政令第二百一号）

【第二条】

第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める資本金の額又は出資の総額は、十億円とする。

- 2 法第二条第二項第三号の政令で定める法人は、次のとおりとする。
 - 一 医業を主たる事業とする法人
 - 二 歯科医業を主たる事業とする法人
- 3 法第二条第二項第四号の政令で定める常時使用する従業員の数は、二千人とする。
- 4 法第二条第二項第四号の政令で定める法人は、次のとおりとする。
 - 一 医業を主たる事業とする法人
 - 二 歯科医業を主たる事業とする法人
 - 三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（前二号に掲げる法人を除く。）
 - 四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（第一号及び第二号に掲げる法人を除く。）